

指定生活介護事業所管理者 様

羽曳野市福祉事務所長

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う羽曳野市における生活介護 の入浴支援加算及び喀痰吸引等実施加算対象者の取扱いについて（通知）

平素は、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、生活介護サービス費に入浴支援加算及び
喀痰吸引等実施加算が創設されました。

つきましては、本市における当該加算の取扱いを下記のとおりお示ししますので、指定生活介護
事業所におかれましては、当該加算を算定する場合は、利用者へご説明のうえ、同意を得るようお
願いするとともに、指障害福祉サービス事業所の加算届については、指定権者にご確認をお願い
いたします。

記

1 対象者について

- (1)入浴支援加算 : 重症心身障害者又は医療的ケアが必要な者
- (2)喀痰吸引等実施加算 : 医療的ケアが必要な者

2 対象者の確認方法について

(1)重症心身障害者

既に交付している最新の受給者証支給量欄の項目に「重度支援(重心)」の記載がある方は
当該加算対象者ですので、読み替えでのご対応をお願いします。

次回更新時には受給者証支給量等欄に「入浴(重心・医ケア)」と記載された受給者証を発
行します。

(2)医療的ケアが必要な者

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額に関する基準(平
成 24 年厚生労働省告示第 212 号)別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表(以下「スコ
ア表」という。)の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者が対象とされ
ています。

対象者について当該加算を算定する場合は、「**基本スコア**」を記入したスコア表を本市へ提
出してください。本市にてスコア表の確認等を行った上で、受給者証の支給量等欄に「入浴
(重心・医ケア)」及び「喀痰吸引等(医ケア)」と記載された受給者証を発行します。

【お問合せ先】

羽曳野市 保健福祉部 障害福祉課

電話：072-958-1111 内線1211

FAX：072-957-1238

MAIL：syogaifukushi@city.habikino.lg.jp

◎今回の医療的ケアが必要な者の確認に必要なのは「基本スコア」のみです。

(注) スコア表について

(「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて Vol.2」 R3.5.19 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

基本スコアは医療行為の該当の有無についての評価であり、保護者や医師、看護職員等への聞き取り等により事業所で判定することが可能である。

一方、「見守りスコア」は、医療的ケアを実施するうえでのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかわるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、医師※による判定が必要である。

※「見守りスコア」を判定する医師は、当該児童が日頃から診察を受けている医師（いわゆる主治医）とする。医療的ケア児には、大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合もあるが、そのような場合はどちらの医師が判定をしても良いものとする。